

福島県道路画像情報ホームページ広告募集要項

福島県道路画像情報ホームページ広告について、次のとおり募集する。

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、次のとおりとする。

(1) 広告媒体

ア 福島県道路画像情報ホームページ内の各ライブカメラページ

<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kanri/dourokamera.html>

※ライブカメラ数は、全 126 箇所（令和 8 年 1 月末時点）

イ アクセス数：約 168 万件／月

（道路画像情報ホームページ。令和 7 年 11 月～令和 8 年 1 月の平均値）

※このデータは参考であり、毎月のアクセス数を保証するものではない。

(2) 広告の規格等

ア 規格 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

イ 形式 GIF（アニメーション不可）又は JPEG

ウ データ容量 8KB 以下

エ 画像の ALT 属性テキスト 「広告:」で始め、「広告:」を除く全半角問わず 25 文字以内

(3) 広告の掲載位置、掲載方法及び枠数

ア 広告の位置及び掲載方法

福島県道路管理課道路画像情報ホームページ内の各ライブカメラ画像ページ右左上部

イ 枠数 10 枠（それぞれのバナー広告が広告主の指定するアドレスにリンクする。）

(4) 広告掲載の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。ただし、1 ヶ月単位の申し込みも可とする。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 県の入札参加制限措置を受けていない者であること。

(3) 福島県広告掲載基準（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 文第 1529 号総務部長通知）の規定に基づき掲載基準を満たす業種又は事業者であること。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

予定した枠が埋まるまで配布する。ただし、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 配布場所

- ・ 窓口配布

福島県土木部道路総室道路管理課（福島県福島市杉妻町 2-16 ※本庁舎 4 階南側）

- ・ 福島県ホームページからダウンロード

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/dourokamera-koukoku.html>

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所等

ア 提出期間

掲載希望月の前月 10 日までの申し込み。（土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

10 日を過ぎた提出については、翌々月からの掲載とする。

イ 提出場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

福島県土木部道路管理課 ※本庁舎 4 階南側

メールアドレス：dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

ウ 提出書類

福島県道路画像情報ホームページへの広告掲載申込書

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募資格のない者が応募したとき。

イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき。

ウ 申込書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募又は金額を訂正した応募をしたとき。

エ その他応募に関する条件に違反したとき。

4 広告掲載料

月額 20,000 円／枠（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※ 掲載料の納入は、掲載期間分の一括払いとなります。

5 広告主の決定

(1) 決定方法

申込書の先着順により、提出された広告の内容等を審査し、広告掲載の可否及び広告主の決定を行う。

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知する。

(3) 契約の締結

広告主の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとするが、契約書の作成を省略する場合

もある。

6 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、福島県ホームページ広告事業実施要領等を熟読の上で応募すること。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

福島県土木部道路総室道路管理課

電話 :024-521-7474

FAX :024-521-7951

E-mail :dourokanri@pref.fukushima.lg.jp